

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

- 1 日時
平成31年1月9日（水曜日）
午前10時0分開会、午後0時2分散会
（うち休憩 午前11時3分～午前11時5分）
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
小原担当書記、千葉担当書記、安藤併任書記、澤田併任書記、川村併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 文化スポーツ部
菊池文化スポーツ部長、石田副部長兼文化スポーツ企画室長、
工藤参事兼スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進室長、
畠山文化スポーツ企画室企画課長、中里文化振興課総括課長、
高松ラグビーワールドカップ2019推進室大会運営課長
 - (2) 教育委員会
高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、
鈴木教育企画室特命参事兼企画課長、山本教育企画室予算財務課長、
佐藤教育企画室特命参事兼学校施設課長、永井教職員課総括課長、
佐藤学校調整課首席指導主事兼総括課長、
小久保学校教育課首席指導主事兼総括課長、
荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長
- 7 一般傍聴者
2名
- 8 会議に付した事件
継続調査（文化スポーツ部関係）

「ラグビーワールドカップ2019™ 釜石開催について」

9 議事の内容

○**城内よしひこ委員長** ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

なお、本日は閉会中の委員会であり、さきの12月定例会において閉会中の継続調査事件として議決をされているものに教育委員会関係の案件がないため、教育委員会の職員に対する委員会への出席要求は行っていませんが、教育委員会から（仮称）岩手県教育振興計画の取り扱いについて発言を求められております。このため、文化スポーツ部関係の継続調査終了後、教育委員会職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、文化スポーツ部関係のラグビーワールドカップ2019釜石開催について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思っております。

それでは、当局からの説明を求めます。

○**木村ラグビーワールドカップ2019推進室長** それでは、ラグビーワールドカップ2019釜石開催について御説明いたします。お手元にお配りしておりますA3判の資料によりまして御説明させていただきます。

まず、1、釜石市での試合日程等についてでございますが、本年のラグビーワールドカップは9月20日から11月2日までの44日間の日程で、日本全国12会場で開催され、20チームが参加し、予選プール40試合、決勝トーナメント8試合の全48試合が行われるところでございます。

それで、釜石市では9月25日にフィジー対ウルグアイ、10月13日はナミビア対カナダの2試合が行われるものです。

(2)、チケット販売の状況であります。現在一般抽選発売まで終了したところですが、ラグビーワールドカップ2019組織委員会から釜石会場の人気は高いと伺っております。今後1月15日から17日に、これまでの抽選販売において抽選から漏れた方を対象とした特別先着販売が行われ、この後1月19日からは一般先着販売が開始されることとなっております。

(3)、公認チームキャンプ地についてでございますが、盛岡市がナミビア、北上市がウルグアイ、釜石市がウルグアイとカナダ、宮古市がフィジーとナミビアのキャンプ地に決定しております。なお、公認チームキャンプ地実施のための施設等の環境整備等に要する経費や、チームと地域交流の取り組みに要する経費に対しましては特別交付税措置がなされることになっているほか、既存施設の改修など会場整備に要する経費は地域活性化事業債の対象とされております。

2、新スタジアム整備概要についてでございます。釜石市が整備を進めております釜石

鶴住居復興スタジアムでございますが、6,000席の常設施設のオープニングイベントを昨年8月19日に行い、6,500人もの入場者があったところでございます。その後、仮設で1万席を整備し、1万6,000席で大会本番を迎えることとなります。特徴といたしましては、東日本大震災津波の被災地唯一の会場であり、12開催都市の中で唯一の新設スタジアムであることなどが挙げられます。

そして、スタジアム整備費についてでございますが、全体の見込み額が48億7,900万円でございます。このうち仮設施設整備の見込みは9億5,400万円となっております。今後整備する施設の概要についてでございますが、仮設スタンドが約1万席、仮設トイレが約240基、519インチの大型映像装置が2台、そして日中の試合ではありますが、仮設照明として自走式の大型照明車4台を配備し、各車両には発電機を2台ずつ設置し、停電時にも万全な態勢をとっているところでございます。そのほか、記者会見室や放送スタジオなどの諸室を整備することとしております。

この仮設施設整備費についてでございますが、大会運営費に係る経費とともに、新たに国が特別交付税の対象とすることを12月10日に決定したところでございます。措置率は0.5とされておりまして、仮設施設整備に対し、経費の半分が特別交付税で措置されることとなります。これは、これまで再三にわたりまして国に要望を行ってきたことが認められたものでございまして、開催都市に対して大きな後押しとなる措置と考えております。これを踏まえまして、県は仮設施設整備費について2分の1相当の額を負担することとし、平成31年度当初予算要求に要求しているところであり、昨年12月に公表させていただいたところでございます。今後とも釜石市と連携し、大会に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

資料の右側をごらんいただきたいと思います。3、平成31年度の取り組みの方向性についてでございますが、釜石開催実行委員会では四つの専門部会を設置いたしまして、成功に向けて具体の準備を進めているところです。全体といたしましては、大会本番における賑わいの創出、観客等の受入態勢の構築、観客等の円滑な輸送の確保、そして警備、防災、医療など安全安心の確保の柱を立てまして、準備を進めているところでございます。

まず、左の列の大会本番における賑わいの創出であります。歓迎機運の醸成、そして復興支援への感謝や復興に力強く取り組む姿の発信、大会期間中の賑わいの創出を基本方針としております。主な取り組み内容といたしましては、情報発信では復興関連情報に加えまして宿泊、交通など観戦前に知りたい情報や、観光、物産など周遊を誘導するような情報を掲載した総合型ガイドブックの制作やホームページの整備、開催都市ボランティアの活動支援としてのツールの配布や活動状況のPR、そしてテストイベントとの連動では、7月のテストイベント時における飲食ブースやラグビー体験ブースの展開などを計画しているところでございます。

次に、2列目、観客等の受け入れ態勢の構築についてでございますが、選手、関係者、観客等へのおもてなしの実行を基本方針としております。その主な取り組み内容でござい

ますが、大会公式ボランティアの研修、インバウンド対策として飲食、宿泊施設の従業者等を対象とした外国人おもてなし講座の開設をし、シティー・ドレッシング、都市装飾といたしまして県内主要施設への装飾や、のぼり、バナーなどの掲出、そして大会期間中には12会場最長となります30日間のファンゾーンの展開、そして今大会のレガシーを継承する子供たちによる選手、観客へのもてなしなどを計画しているところでございます。

次に、3列目の観客等の円滑な輸送の確保、そして4列目の警備、防災、医療など安全安心の確保についてでございますが、これにつきましては観客の円滑な輸送のため、スタジアムのところから大きく三つに分けて、北側、西側、南側に駐車場を設け、パーク・アンド・バスライドの実施や、内陸部等からスタジアムまでの直行ライナーバスの運行、そして交通、警備、緊急車両、消防車両の配置、そして医療、救護室の設置等を関係機関と連携を図りながら、7月に実施するテストイベントでできる限り本番に近い状況でテストを行い、大会本番の交通輸送や警備、医療救護に臨むものでございます。

4列目のテストイベントの概要についてでございます。ワールドラグビー及び日本ラグビーフットボール協会が主催しますパシフィック・ネーションズカップ2019の試合が釜石鶴住居復興スタジアムで開催されることが12月に決定したところでございます。本年7月27日に日本代表対フィジー代表の試合が行われます。キックオフ時間やチケットの販売時期などにつきましては、今後詳細が発表される見込みとなっております。釜石鶴住居復興スタジアムで行われます1万6,000人規模での初めての試合となりますので、本番を見据え、1万6,000人の観客の交通輸送や警備、医療救護、そしてパブリックビューイングなど各種テストを予定しておりまして、今後主催者であります日本ラグビーフットボール協会などと調整を進めて、準備を進めたいと考えております。

最後に、5、今後の主な予定でございます。7月にはスタジアムの仮設部分が完成いたしまして、7月27日に日本代表対フィジー代表戦を1万6,000人規模でのテストイベントとして行うこととしております。こうしたテストイベントや釜石開催実行委員会での取り組みを通じまして大会運営の課題を検証しながら、受け入れ態勢の整備を進めまして、9月の大会開幕を迎えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

本日は大会開幕まで254日となっております。大会成功に向けまして委員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○郷右近浩委員 何点か確認を含めて質問させていただきます。

準備が進み、いろいろなものが現実のものとして見えてきたと拝聴しておりましたが、2番の新スタジアム整備概要の仮施設整備で、仮施設整備費の見込み額は9億5,400万円、これが特別交付税措置の対象となったということで、2分の1の4億7,700万円が措置されるということですが、県の対応分は大体2分の1ほどと以前から話をされておりましたので、県の負担はそのさらに半分で、釜石市と2億3,850万円ずつというイメージでよろしいのでしょうか。確認をいたします。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長 仮設施設整備費の見込みにかかわって県の負担の関係でございます。特別交付税措置は、県ないし釜石市が負担するものについて措置されるということになりますので、最初から特別交付税の分を引かれるということではありません。9億5,400万円のうち半分を釜石市、半分を岩手県が負担することによりまして、釜石市、県それぞれが負担した分の2分の1が措置されることになりますので、真水の部分での負担ということになりますと、釜石市も2億5,000万円余り、県も実際は5億円弱のところを負担するわけですけれども、特別交付税が措置されるので、2億5,000万円弱という形になるということでございます。

○郷右近浩委員 1番の釜石での試合日程等なのですが、チケット販売等が大分好調というマスコミ報道等があります。私はラグビーの大会の持ち方がわからないところがあって、根本的な部分をお聞きしたいのですが、チケット売り上げは、例えば県など試合した場所の収入になるのでしょうか。そうすると、大体幾らぐらいを見込んでおられるのか。例えばアベレージを5,000円ぐらいで見たとしても、1万6,000席掛ける2試合だと1億数千万円になると思うのですが、それ以外に収入がない、さらにチケット売り上げも大会本部で持って行ってしまって、現地としては何も収入がないという形なのか、御説明いただければと思います。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長 チケット収入についてでございますが、チケット収入はラグビーワールドカップ 2019 組織委員会の予算収入ということになっておりまして、開催都市には還元されないものになっております。ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会は533億円の予算を立てておりまして、このうちチケット収入で260億円と見込んでいるものであります。このほかに、宝くじの協賛金で100億円、そして日本スポーツ振興センターの助成金が79億円、そして12開催都市の分担金39億円、民間資金55億円で収入を満たす形としているものですから、このチケットの収入については、ラグビーワールドカップを実施するための試合、あとその試合会場、ICT、マーケティング、そういったもの等に全部使われるというものでございます。あと、それ以外にワールドラグビーとの契約によりまして、ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会ではこの大会を実施するために135億円の大会保証料というものをワールドラグビーに支払わなければならないという非常に厳しい契約になっておりまして、ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会でチケットの収入は、唯一自分の収入ということになっております。

なお、この260億円でございますが、チケットの売り上げは好調であります、180万枚のうち7割程度売れた場合を260億円ということで見ていると伺っておりますので、これが目標どおり全会場満席の180万人となりますと、チケット収入も上振れ、増加する形でラグビーワールドカップ 2019 組織委員会の運営に使われると見ております。

○郷右近浩委員 例えばスケートやサッカー、野球にしても、放映権などがあって、大会等を開催するとその地域が、利益の分配金のようなお金をもらえるシステムになっているのです。あくまで運営をやりながら、なおかつお金も出さなければならない形であるとい

うことなのですね。

○**斉藤信委員** 私も最初にスタジアムについてお聞きしたいのですけれども、仮施設整備費が9億5,400万円で、これは県と市が2分の1ずつ分担し、その後国の特別交付税措置が2分の1措置されるということによろしいのですね。

新聞報道を見ると、運営費について、釜石市は総額10億円程度と想定しているということですが、この運営費10億円の根拠を示していただけませんか。

○**木村ラグビーワールドカップ2019推進室長** 運営費につきましては、平成29年度は釜石開催実行委員会負担金ということで、県と市、それぞれ2,000万円ずつ、そして今年度は4,600万円ずつ負担しております。当該年度は、本番時に開催都市としての責務として行う、観客の交通輸送、ファンゾーンの運営、最寄り駅からの警備、そして開催都市ボランティアに関する経費等、さらなる精査が必要であるということで、現在総務部等と調整を進めております。今検討中ではありますけれども、全体額で見るとそのぐらいの規模ということも含めて我々もさらなる精査と調整を進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**斉藤信委員** これは、現時点の試算という話ですね。

7月にテストイベントが行われますが、仮設スタンドを含めた1万6,000席でやるということですが、仮設スタンドはいつ完成するのですか。

○**木村ラグビーワールドカップ2019推進室長** 仮設の施設整備に係るスケジュールでございますが、現在釜石市において発注手続を進めておりまして、1月7日に仮施設設営に関する一般競争入札の公告を行い、今後2月上旬に契約を締結、仮施設設の設営に着手し、6月末を目途に完成を見込んでいるということです。7月のワールドラグビーパシフィック・ネーションズカップというテストイベントの際は、仮設の照明車の4基は間に合いませんけれども、それ以外の仮設の部分については全部整った形でテストイベントを実施します。そして、1万6,000人に合わせたバス、駐車場等の確保もあわせて行うとしております。

○**斉藤信委員** わかりました。仮設スタンドは6月末に完成と。

それで、新スタジアム整備概要のところ、仮設トイレが約240基設置されるということですが、対応できるのでしょうか。希望郷いわて国体のときはどうだったのか、240基で本当に対応できるものなのかどうか、その点はどうか。

○**木村ラグビーワールドカップ2019推進室長** 昨年行いましたオープニングイベントの際には常設トイレが18基、仮設トイレが30基、合計48基でありまして、非常に足りなかったということがありました。今回は仮設トイレが約240基、そして常設トイレも18基プラスし約40基、合計約280基を本番に向けて用意するというようにしてございまして、希望郷いわて国体の事例はございませんけれども、12開催都市のトイレの状況、準備状況を聞きますと、トイレ1基当たり何人が使うのかという平均が82人になっておりますが、釜石の場合、このような形で整備しますと平均68人ということで、トイレの数では他の開催都市

よりも多目に準備していることとなります。ただハーフタイムは利用者が集中しますので、その面での混雑はあるかと思うのですが、最大限頑張っ、この数にしております。

○**斉藤信委員** 希望郷いわて国体のときはどうでしたか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 今資料を持ち合わせておりませんので、至急確認させていただきたいと思います。

○**斉藤信委員** 一番直近で、同じような規模で国体をやられているので、恐らく実感としてあるのではないかと思います。冬場と違って夏場という好条件もトイレに関してはあると思います。

大会そのものはラグビーワールドカップ 2019 組織委員会が責任を持って運営するのだと思います。このラグビーワールドカップ 2019 組織委員会というのはどこからどこまでやるのか。そして地元の市や県はどういうことをやるのかという分担はどうなっていますか。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長** 大会そのものにかかわる部分については、ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会で行うわけですが、開催都市がラグビーワールドカップ 2019 組織委員会との契約によりまして行わなければならないことが整理されております。開催都市の責務といたしまして、今釜石市で整備しております試合会場の提供、観客に係る交通、道路交通規制ということでの警察の対応、チケット販促等への間接的な支援、開催都市としてファンゾーンを設営すること、都市の装飾、そしてイベントスペースの提供ということでチームを歓迎するようなイベントや、VIP向けの交歓会、スタジアムの中についてはラグビーワールドカップ 2019 組織委員会のボランティアが行うこととなりますが、ボランティアプログラムということで、最寄りの駅からスタジアムまでの部分を開催都市ボランティアが行うこと、大会の成果を今後に生かすというレガシーのプログラムという部分に取り組むことがあります。

○**斉藤信委員** 大会はラグビーワールドカップ 2019 組織委員会が責任を持ってやる。この大会の範囲がどこからどこまでなのかということが厳密によくわからないのですけれども、ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会と開催都市との関係の協議というものはあるのですか。分担はあると思うのだけれども。実際にその協議というものはあるのかということ。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長** 大会を成功に導くためにはラグビーワールドカップ 2019 組織委員会と開催都市の綿密な連携が必要であるということで、昨年 4 月にラグビーワールドカップ 2019 組織委員会では、岩手・釜石地域支部など 12 開催都市全てに地域支部を設けまして、地域との連携を図っております。そして、本番に向けましては細かな問題をさらに詰めていかなければならないこともございまして、月に 2 回程度打ち合わせをしながら、大会に向けての穴といいますか、抜けがないように協議を今進めているところです。

○**斉藤信委員** ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会の全体の財政の説明がありましたけれども、チケット収入が 260 億円で、これは 180 万枚の 7 割で試算されている。100 万枚を突破したというのが最近のニュースで、満席までということであれば、まだまだなのか

などと思います。順調とはいえ、満席にするという点でいけば、これからが勝負と思います
が、分担金 39 億円というのは、どこが出す分担金ですか。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長 分担金は 12 開催都市全てが分担したもので、岩手・釜石は、県と釜石市を合わせて 1 億円を負担しているところでございます。予算では、平成 27 年度から平成 29 年度までということで、それぞれ 5,000 万円を 3 分割した 1,666 万 6,000 円を 3 年間でお支払いしております。岩手・釜石は 1 億円でございますけれども、ほかの開催都市では 8 億円のところもございまして、規模によって違っているという状況でございます。

○斉藤信委員 これは、もう支払い済みということなのですね。

開催都市で一番の仕事はやはり観客の交通、そして宿泊の確保だと思うのです。今の具体的な計画、見通しについてどうなっていますか。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長 まず、交通輸送の関係でございます。大会時にスタジアムに会場いたします 1 万 6,000 人の観客を円滑かつ確実に輸送させるということで、3 点、大きな柱としております。1 点目は、鉄道の輸送力を生かしました釜石駅、そしてスタジアム直近であります鶴住居駅までの臨時便の運行や鉄道車両の増結。そして 2 点目といたしましては、県内の主要駅や空港からスタジアムに直通するライナーバスの運行。3 点目といたしまして、自家用車で訪れる観客をスタジアムまで輸送するシャトルバスへの乗りかえ拠点をスタジアムの北、西、南の主要道路沿いに設置するパーク・アンド・バスライドの運用という形で、バスの車両の確保、駐車場の確保、そしてパーク・アンド・バスライドの拠点の確保ということに万全を期するために、今関係機関と調整を進めております。そうした形で、県内だけではなく東北の事業者様にもお願いをしながらバス車両の確保、そしてパーク・アンド・バスライドについては、基本計画はおおよそ 3,630 台分の駐車場が必要となっておりますが、それを上回るような 4,000 台分の駐車場の確保ができる見通しとなっているところでございます。

宿泊の関係でございます。観客については希望郷いわて国体のおりではあります、観客等の配宿という形では行っておりませんが、1 日でも長く県内宿泊施設に宿泊し、観光地等を周遊いただくために、今取り組もうとしていること等を列挙させていただきます。2 月を目途に観客の方々を対象とするホームページを作成し、多くの閲覧が見込まれるような交通輸送の情報とあわせて、宿泊検索サイトに掲載されていない宿泊施設の紹介など、きめ細やかな宿泊、観光情報の発信。そして、県内への誘客を促進するために、宿泊のあっせん業務を希望する旅行業者を募りまして、ホームページを介して観客と宿泊施設のマッチングを促進すること。3 点目としましては、現在検討しているライナーバスの想定の出発点情報等を速やかに宿泊施設に提供して、宿泊施設側の誘客活動を促進する活動を行うこと。4 点目といたしましては、大会期間中に長期滞在が見込まれるようなイングランドやオーストラリアなどの方々に向けて、札幌ドームを初め、12 会場に観光情報を掲載したパンフレットの配布や本県への周遊ということを考えているところでございます。そのほ

か、観光課と連携した取り組みで、ワールドカップ開催期間中の旅行商品の造成支援や外国客を対象とした周遊パスポートの導入など、市町村や関係団体と連携して取り組んでいるところがございます。

○**斉藤信委員** 1万6,000人のうち、海外からどのぐらい、県外からどのぐらい、県内からはこのぐらいと、今の時点での見込みを示してください。

もう一つは、私は交通輸送が一番大変だと思うのです。先ほど三つありました、鉄道、ライナーバス、自家用車セットのシャトルバス。これはそれぞれどういう形の見込みで準備されているのか示してください。

○**木村ラグビーワールドカップ2019推進室長** 1万6,000人のうち、県外、海外からの観客でございます。昨年度開催された希望郷いわて国体などの大規模スポーツイベントでのデータを活用しました動員予測システムによる来場シミュレーションということで、1試合当たり1万6,000人のうち、9月25日のフィジー対ウルグアイ戦で6,200人、そして10月13日の日曜日の試合ということで大入りになるだろうと見込んで7,600人、2試合合計で1万3,800人が来場されると見込んでいるところがございます。

輸送の内訳についてでございます。来場の予測ということで、自家用車で訪れる方が約6,300人、公共交通機関が600人、そして盛岡駅等の拠点からの移動手段が未定という方々が5,100人、団体で来られる見込みの方は3,800人ということが見込まれております。自家用車、拠点からの手段が未定となっております約1万1,000人については、パーク・アンド・バスライドとライナーバスの利用を見込んでいるものでございます。

○**斉藤信委員** 1万6,000人のうち、平日と日曜日ということもありますから、6,200人、7,600人が県外、海外からの観客であると。そうすると、約1万人が県内からということだと思います。交通輸送は、さらにもっと緻密な計画がないと大変だという感じがいたしました。

テストイベントは大変重要な意味を持つのではないかと思います。7月27日に日本代表とフィジー代表ということで、何よりも日本代表が釜石鶴住居復興スタジアムで試合をするということは大変大きな意味を持つのではないかと思います。そして、本番さながらの取り組みがこの時期にできるということで、いろいろな意味でテストイベントが大変重要な意味を持つと思いますけれども、テストイベントの主催者はどこなのか。それと開催都市は、財政を含めてどういう役割を持つのかを示してください。

○**木村ラグビーワールドカップ2019推進室長** テストイベントは、パシフィック・ネーションズカップ2019の一環として行われるものでございますが、これはティア1と呼ばれる伝統国に追いつくために、ティア2と呼ばれる国々の強化を目的にワールドラグビーが主催しているものでございます。日本で行う試合については、日本ラグビー協会が主催しており、ワールドラグビー、日本ラグビー協会が主催という形になります。釜石鶴住居復興スタジアムで行われる1万6,000席での試合という経験が、大会までにできる機会がテストイベントしかありませんので、大会本番に向けましては日本ラグビー協会、ラグビーワ

ワールドカップ 2019 組織委員会と十分連携して、万全の態勢で迎えられるように、さまざまな調整をしながら本番に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** そうすると、テストイベントといっても1万6,000人を対象にしてやるものですから、これ自身が大イベントであり、それなりの経費もかかるのだと思います。先ほど運営費が約10億円かかるという話ですが、その10億円の運営費の中にテストマッチも含まれているということでしょうか。

いよいよ今年、国際的な大変権威のある大会が岩手県で、とりわけ沿岸、釜石市で開かれると。盛岡市のような内陸でやられるのなら、今までの経験が通用すると思うのですが、沿岸でこれだけの規模の国際的な試合が行われるというのは大変なことだと思います。最後に部長にお聞きします。ラグビーワールドカップ2019釜石大会の成功に向けた今後の心構えと具体的取り組み、県民に期待することをお聞きして終わります。

○**菊池文化スポーツ部長** 補足でお答えするのも含めてお答えします。

まず、トイレの数の関係ですが、希望郷いわて国体及び希望郷いわて大会における、一番シンボリックで規模の大きな総合開会式では、それぞれ3万人、2万人が来場という想定で、約400基ほどを用意しておりました。そういう実績がありまして、それに対する1万6,000人という規模でどうかということであれば、同等以上の準備はしている、規模感ではそれなりの対応になるかと考えております。ただ、これは幾らあっても足りない話ということ、御案内のとおり、ハーフタイムに一気に利用者が参りまして、私も3万8,000席の神戸市御崎公園球技場などの立派なスタジアムや、あるいは東京ですともっと大きなスタジアムでも、やはりトイレが瞬間的に混雑することについては、幾らあってもしょうがないという状況でございます。ですから、ハーフタイムにどれだけさばけるか、それぞれの施設での1基当たりの回転率を参考にして、これであれば、苦情が生じないレベルまで確保できているのではないかと思います。さらに必要になれば、テストマッチ、これは我々が誘致して、何とか頑張った結果、日本代表が試合をやってくれることになったのですけれども、まさにテストでございまして、その検証も含めて、さらに必要な措置はとっていかなければならないということと考えております。

また、主催は日本ラグビー協会となっておりますが、テストマッチにつきましてはまさに本番のためのさまざまな検証でございますので、これらについての経費も運営費の中に盛り込んでいただいております。今予算を調整中ですが、これはぎりぎりまで時間がかかるような大仕掛けの予算となります。大仕掛けというのは、いろんな項目が多いという意味ですが、そういったものを整理していかなければならないということで進めております。

10億円規模の試算となっておりますけれども、10億円程度と言えるような額の根拠がまだできていませんので、相当程度かかるというところで、10億円というオーダーはまだ控えたいと思っております。もちろんしっかり十分に精査して、かつ最小限の経費で対応していかなければならないというのが行政の立場でございますので、そこも釜石市と相談しな

がら今詰めているところでございます。

一方で、大会運営費のみならず、市民、そして県民も含めての対応としては、関係する世界の国々が注目している、さらにはラグビーにゆかりのない世界中の人たちが震災からの復興をずっと支援してきていただいております。それに対するしっかりとしたアンサーを、つまりはおもてなしでありますし、また来たい、また様子を見に来たいと、これからも支援が必要だということを、釜石市、そして岩手県へのリピーターとなっていただくようにしっかりと対応しなければならないと思っていますので、これは絶対失敗できません。失敗すれば、釜石市の恥、岩手県の恥のみならず、日本としての矜持が問われる対応になってきますので、日本としてしっかりと対応していかなければならない。そういうこともあって、国にもいろいろ要望してまいりました。その結果、特別交付税なども交付されるわけですし、先ほど日本ラグビー協会の話をしましたが、日本代表の試合を何とか本番前に1万6,000人規模でやってもらうのですが、先般のオープニングイベントは全世界に発信されまして、洞口留伊さんの感動のメッセージ、宣言もありました。それらの効果は、組織委員会の試算によりますと23億円を超える広告効果があったと言われております。それと同等以上のものを特に国内に向けてもしたいというのが日本代表のテストマッチの場となりまして、それもしっかりと成功させなければならない。これは私たちにとっては責務だと思っております。県民に対してしっかりと答えを出さなければならないと、そして全国、世界に答えを出していくということで、覚悟を持ってやっていかなければならないものだと思います。その中で、経費についてもしっかりと予算を見ていかなければならないものですから、今慎重に精査中でございます。

今申し上げましたように、いわば日本を代表してこのイベントに取り組むということでありますので、昨年、年末にかけては郷右近委員からもいろいろ釜石市の姿勢等々についての御指摘もございました。県も、そして市も、しっかり覚悟を決めて、この大会の成功を期して頑張りたいと思っておりますので、皆様方もどうぞ御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○千葉進委員 約20年ほど前だったと思うのですがけれども、岩手インターハイがあったとき、教職員が多忙であるために、犠牲者を出さないという合い言葉でやらせていただきました。前回の希望郷いわて国体でも、皆さん御苦労なさったと思うのですがけれども、私は学校関係のことでお伺ひしたいのです。テストイベントの7月末は夏休み期間中だろうと思いますが、本番の10月13日は日曜日ですけれども、9月25日は水曜日と平日なわけですね。そのときに市教育委員会、県教育委員会とどういうやりとりがなされているのでしょうか。学校を休みにするのか、特に今月末から来年度の年間行事を決めていくと思うのですが、平日開催について釜石市での開校をどのように捉えているのかということ。特にこの時期は、高校では文化祭などが開かれる時期でもありますし、高校生の就職試験の解禁の時期が9月16日ですから、もし釜石市で採用試験をやる企業等があった場合は、時期的に学校がどういう形で対応できるのか、どのような連携しているのか、お伺ひした

いと思います。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長 学校との連携の関係でございます。9月25日の試合には、ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会、そして県教育委員会、市町村教育委員会と調整いたしまして、釜石市内の小中学生 2,305 人を招待することで進めているものでございます。そして、10月13日には沿岸市町村の小学6年生 587 人を招待する方向で進めており、こういった被災地における世界的な大会のレガシーを子供たちに担っていただくということもありまして、子供たちの招待をラグビーワールドカップ 2019 組織委員会に提案して認められたところです。釜石市の小中学校はそういう形で対応することになっているところでございます。

高等学校については、特に招待ということは予定していないところでございますが、県教育委員会と試験等や文化祭等への支障が生じないように調整を進めてまいりたいと思います。

○千葉進委員 小中学校はわかりました。高等学校は、平日ですので、登校させるのかどうかです。要するにその日は、多くの方々が来るときに、大槌高等学校、釜石高等学校、釜石商工高等学校、あるいは釜石祥雲支援学校という県立の学校があるのに、登校させるということになった場合、交通上、厳しいだろうと思います。なおかつ、先ほど言ったとおり、1月末あたりから来年度の年間行事を決めるわけですので、休みにするかどうかなど早急に決めたほうが良いと思います。そこは県教育委員会ときちんと早く詰めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長 教育委員会の高校教育担当と、そういった件についてしっかり詰めさせていただきたいと思います。

○千葉進委員 とにかく成功に向けてということは思うところですし、皆さんの御苦勞もわかりますが、子供たちのおもてなしという部分があって、小中学校はするのに、高等学校のところ、あるいは特別支援学校の子供たちも招待するのかどうか。特別支援学校の小中学部を招待するのか、高等部はどうするのか、そこを確認させてください。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長 小学校、中学校、そして特別支援学校の小学部、中学部の方々にも御案内しているところでございます。

○小西和子委員 オープニングイベントのとき、釜石東中学校の生徒が EXILE と一緒にダンスを踊りました。ダンスの練習にどのくらい時間を費やしたかというのは一般質問でも聞きました。御存じかどうかわかりませんが、EXILE のコンサートにその子供たちが動員というか、出演させられたのです。バス、その人数分ですからバスも結構な台数だと思います。そして、もう一つは、サプライズなので一切他言してはだめだと、子供たち一人一人が誓約書を書かせられたということがあるのです。子供たちはすごく楽しいと思います。ただ、教育者の端くれとして、それが教育なのかと思いました。そのことについて部長に所感をお聞きしたいと思います。

もう一つは、テストイベントと本試合のときに、またそのように子供たちを使うのかど

うか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○**菊池文化スポーツ部長** 私はその事実は知りませんでした。EXILEがどういうことで、どういう演出をされたか、その意図はわかりません。懸念されるのは、いわゆる商業目的ではなかろうかということだと思います。EXILEの真意がどうかわかりませんが、いろいろな御厚意を尽くしてくださった結果、オープニングイベントではいろいろなパフォーマンスをしていただきました。それは、復興支援という善意で受け取っておりますが、万が一そういうことであればちょっと、事前に御相談してもらわないと、全体としてそれは理にかなっているかどうかといったことはあるかと思います。あくまでもこれは想像でございます。今後におきましては事前に、全体としてどういう取り組みをされるかというのは慎重に確認しなければならないということを今回認識させていただきました。ありがとうございます。

また、テストイベント及び本番等についてのオープニング等の催事といったものについては、これから詰めていかなければならないと思いますので、きょう御指摘いただいたことも念頭に置いて、慎重な検討を進めたいと思います。

○**郷右近浩委員** 千葉進委員の質疑で、小中学校の子供たちと特別支援学校の子供たちを招待するという御答弁がありました。このお金関係というのは、場所貸してみたいな形で、収入も何もかも全部組織委員会のものとなるという説明だったと認識しております。だとすると、招待する場合も釜石開催実行委員会を買って、そして招待して、ラグビーワールドカップの本部に納めるといった形になると思うのですが、その際の予算というのは大体どのぐらいの規模を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長** 招待の関係についてでございますが、委員御指摘のとおり、チケットはワールドラグビー、組織委員会で管理している形になりますので、復興を担う子供たちの人材育成という観点から、県、釜石市で組織委員会に、子供たちを招待するために売ってほしいと調整をして、席を確保できたところでございます。これは釜石開催実行委員会の取り組みとして、平成 31 年度予算に盛り込むように調整を進めております。子供たちのチケットということになりますと、一番安いDカテゴリーが 1,000 円、そしてCカテゴリーが 2,000 円ということになりますが、2 試合で 800 万円弱という予算になろうかと思込んでいるところでございます。

○**郷右近浩委員** 2 試合で 800 万円弱は運営費の中から出るということではよろしいのでしょうか。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長** 御指摘のとおり、運営費の中に組み込ませていただいて、要求をこれからさせていただくものでございます。

○**城内よしひこ委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもってラグビーワールドカップ 2019 釜石開催について調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 岩手県スポーツ推進計画の素案について、前の常任委員会では十分議論できませんでしたので、まず一つ目、計画の位置づけを改めて説明いただきたい。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 今回の計画につきましては、岩手県次期総合計画に示している目標や取り組みを具体化する個別の計画とさせていただきます。それと同時に、スポーツ基本法第 10 条に基づく地方スポーツ推進計画とさせていただきます。

○斉藤信委員 今までは総合計画の中で部門別計画とあったのだけれども、今の説明だと目標や取り組みを具体化する個別計画と。これは、部門別計画とどのような違いがあるのか。

あと、スポーツ基本法第 10 条に基づく地方スポーツ推進計画ということだと思いますけれども、このスポーツ基本法第 10 条の内容はどういうものですか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 部門別計画につきましては、それぞれ行政部門に応じて策定するとされている計画でございます。条例に限定列挙されていたものと理解しております。今回の次期総合計画に係る個別計画と申し上げましたのは、それに該当しない、部門別計画に該当しないものの、それぞれの行政分野に係る計画という意味で個別計画と申し上げさせていただきました。

それから、スポーツ基本法第 10 条でございますが、都道府県及び市町村の教育委員会、これには教育委員会に限らず知事部局や市町村部局が策定する場合も含まれておりますけれども、それにつきましては特定地方公共団体の長ということにされております。スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとすると言われております。

○斉藤信委員 私は、重要な岩手県のスポーツ全体にかかわる基本計画となると思いますので、委員長にもお願いしたいのだけれども、このような県の重要な方針策定にかかわるものについてはこの際の発言ではなく、常任委員会でしっかり議論すべきだと思います。

中身について若干お聞きをしたいのですけれども、スポーツ推進計画素案の 14 ページ、15 ページで子供のスポーツ機会の充実と、運動部活動ということについて触れられております。運動部活動、この点で私は問題提起も含めてお話をしたいのですけれども、今生徒がかなり減少して学校規模が小さくなってきています。そうすると、特に中学校進学を考えたときに、中学校に全ての運動部活動があるわけではないのです。そうすると、あの運動部活動をやりたいからあの中学校に入りたいという問題が実際に起きている。そういう

点でいくと、学校対抗の大会という枠の中だけで考えられない状況に来ているのではないかと思います。その点で、総合的なスポーツクラブの役割というのが出ているのだと思いますけれども、生徒減少の中ですぐ統廃合ではなくて、小規模でも小学校、中学校を地域に維持していく。しかし同時に、子供たちが自分のやりたいスポーツをやりたいということを保障し、統一して取り組めるようにすることが必要なのではないかと考えているのですけれども、その点いかがでしょうか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 御指摘のとおり、生徒の減少、そして学校の部活動の種類自体が減少しているといった事象は現実に示されております。また同様に、スポーツをする環境につきましても、学校の部活動以外に総合型地域スポーツクラブや、例えばサッカーのようにクラブチームといった活動が行われていることも事実でございます。そういう意味では若干過渡期にあるという印象は持っております。その中で、県教育委員会でも合同部活動など、さまざま試行している状況はあると聞いております。

部活動自体について申し上げる立場ではないのですが、総合型地域スポーツクラブ、あるいは地域のスポーツ活動で、部活動を補うと言うか、子供たちのスポーツをする機会を何とか確保していくという意味を込めまして、16ページの運動部活動の充実の下に、地域における子供のスポーツ機会の充実という形で1項目起こさせていただきます。取り組みとしてはまだ薄いと思いますが、やっていきたいと考えているところでございます。

○斉藤信委員 16 ページで、運動部活動の充実と幾つか提起されております。これは県教育委員会にもかかわるところなのですが、岩手県の現状からいうと、今二つの問題が問われているのではないかと思います。一つは、県立高校での自殺ということもありましたので、やはり部活動から一切の暴力行為を根絶すること。暴力行為というのは、体罰だけではない、人格を否定するような暴言というのも入っております。これは根強いものがあって、全国でさまざまな事件が起きています。そして、全国だけではなくて岩手県でも大変痛ましい事件が起きて、県教育委員会では第三者委員会がつけられて、これから本格的な調査が始まります。運動部活動の充実というのであれば、一切の暴力行為を根絶するということがきちんと明記される必要があるのではないのでしょうか。

もう一つは、勝利至上主義の克服です。私、プロ野球の筒香選手の本を読みました。勝利至上主義と決別しようということで、大変示唆に富んだものです。海外に行ったときに、子供たちは伸び伸びと野球をやっている。日本の場合は練習なのです。バント練習までやらせると。海外ではバント練習なんてやらせないというのです。なぜ練習ばかりさせるかという、トーナメント方式の試合があるからなのです。トーナメント方式の試合は1回負ければ終わりなのです。だから、何としても勝たなくてはならない。本来スポーツ、部活動というのは自主的、自発的というか楽しむものなのです。私は、今勝利至上主義によってそれが失われているのではないかと、ゆがめられているのではないかと考えるのです。県立高校の自殺事件の背景にもそれがあのだと思うのです。子供が主役というよりは顧問

の実績が優先されている傾向がある。勝利至上主義を克服して、本当に伸び伸びとスポーツを楽しむという中から素晴らしい選手も出てくるのではないかと考えていますが、この点ではいかがですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** まず、暴力行為の根絶につきましては、肉体的な暴力、精神的な暴力、それ以外にもドーピングなどのさまざまなルール違反がありますが、そういったものは全て根絶すべきという考え方につきましては同感でございます。16 ページには記載しておらず、別の部分に記載しておりますので、改めて明記するかは検討させていただきたいと考えております。

それから、勝利至上主義の克服につきましては、スポーツ庁あるいは文部科学省でもいろいろ指摘しているところでありますが、勝利至上主義のために、部活動を終えた段階でそのスポーツをやめてしまう、要は燃えつき症候群になってしまうという例もあるそうでございます。それは生涯スポーツを進めようという私どもの立場と全く相反するものでございますので、できるだけ楽しいスポーツ、そして生涯を通じて健康的に過ごせるようなスポーツの仕方というものを進めるべきであると考えております。

そういう意味で、章立ての一番上のところをライフステージに応じて楽しむ生涯スポーツの推進という項目立てにしております。私どもとしては、学校を卒業してもスポーツをやめるのではなくて、大人になっても、高齢者になってもスポーツが続けられるような形でスポーツを推進していきたいと考えております。そのためには、競技団体の方々にそういった環境を提供していただく必要もあると考えておまして、競技団体のガバナンスやスポーツ・インテグリティと言われて、公共性や誠実性と言われるものですが、そういったものを確保してもらえよう、これからも努めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 暴力行為の根絶については別のところで記述しているということですが、紹介していただけないですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 計画書ですと49ページに競技力向上を支える環境の整備、競技団体の組織強化といったところで、暴力の根絶、アンチドーピング徹底等について記載しているところでございます。

○**斉藤信委員** 私は、かなり限定的な表現だと思います。選手強化事業におけるハラスメント、暴力の根絶等の取り組みを推進しますというのは限定的なのです。私が指摘したのは、事件が起きた部活動において一切の暴力を根絶するということです。実際に中学校、高校の体験というのはすごく大きいのです。子供たちというのは、そういう形で指導されると、それが当たり前だと思うのです。本来あってはならないことを当たり前のように思って、特に強豪校の場合にはそれが当たり前となってしまうのですが、極めて重大な間違いであり、錯覚なのです。だから、学校教育の場、部活動の場で本当に暴力行為を根絶するというのは、全国的にさまざまな事件が起きているだけに、真剣に取り組むべき課題ではないのかと思うのです。

私は、勝利至上主義にかかわっては、大会のあり方というのを根本的に見直すべきだと思います。結局いろいろな大会が土日にあるので、そこに向けてやらざるを得ない。中学校のレベルでは全国大会なんていう規模は必要ないのではないかと思うのだけれども、大会が多過ぎて、それに向けてやらざるを得ない。それもまた苛酷な練習という形になっているのではないか。スポーツを楽しむという原点にどのように立ち返ってやるのが、スポーツ推進計画の中でしっかり位置づけられるべき問題ではないかと思いますので、全体としては悪くない計画だと思いますけれども、ぜひ明記するべきところは明記して、また深めるところは深めていただきたい。

○菊池文化スポーツ部長 今検討中のスポーツ基本計画を取り上げていただきまして、ありがとうございます。まさに委員御指摘のとおり、スポーツとは何ぞやというところ、何の手段となってきたところが多いというのがありまして、委員も一定程度御評価いただいているようでございますが、今回のスポーツ推進計画につきましては、生涯にわたって人生の中に潤いをもたらす、健康をもたらすスポーツを基軸とした計画のつくりをしているつもりでございます。今後も審議会等ありますので、いろいろな議論があつて詰めることとなりますが、今回いただいた御意見についても参考にさせていただきながら、よりよい計画に向けて頑張っていきたいと思っております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。文化スポーツ部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会から（仮称）岩手県教育振興計画の取り扱いについて発言を求められておりますので、これを許します。

○鈴木特命参事兼企画課長 それでは、お手元の資料によりまして県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例と、岩手県教育振興計画との関係について御説明をさせていただきます。

本日、この件に関しまして説明を申し上げる趣旨でございますけれども、12月10日の商工文教委員会におきまして、（仮称）岩手県教育振興計画中間案の内容について御説明いたしました際の質疑等の状況を踏まえまして、改めて資料を用意いたしまして御説明させていただきます。

それでは、資料を説明させていただきます。まず、1の県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例についてでございます。制定当時における議会の議決の対象となる基本計画等の範囲に関して、条例の規定を示しているものであります。議決対象となる基本計画等の定義につきましては、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例、以下議決条例と申し上げさせていただきますけれども、その第2条に規定されております下の箱囲みの欄に条文をお示ししておりますが、第2条第1号において、県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するも

のが規定され、また第2号において、環境、保健福祉、産業振興、社会基盤整備、教育その他県民生活に関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものが規定されております。

また、適用対象につきましては、附則第1項において、公布日以降に策定される計画等とされておりますが、附則第2項においては、議決条例の施行の際に現に策定されている計画のうち、岩手県総合計画を第2条第1号に掲げる基本計画等とみなし、また岩手県総合計画の部門別計画として策定された計画と、県条例の規定に基づいて策定された計画を第2条第2号に掲げる基本計画等とみなすものとされております。

箱囲み欄の附則第2項に掲げられている各計画につきまして、それぞれ部門別計画と県条例に基づく計画の別につきまして、便宜、括弧つきによりお示ししているところでございますけれども、議決対象とみなすこととされていた計画には、法律に基づき策定することが求められております、いわゆる法定計画は、その対象に含まれていないところでございます。なお、附則第2項第14号に掲げられております岩手県教育振興基本計画につきましては、箱囲みの下の米印1にお示ししておりますけれども、これは平成11年9月に策定された第8次岩手県教育振興基本計画を指すもので、平成15年の議決条例施行当時は教育における部門別計画として策定されたものでありまして、また平成18年の教育基本法の改正により新設されました教育振興基本計画に係る規定が施行される以前に策定されたものであります。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。2の現在の議決条例の対象となる計画についてでございますが、平成21年度のいわて県民計画を策定する際に、いわて県民計画については部門別計画を集約した政策体系、構成としたことから、いわて県民計画の部門別計画は策定しないものであります。また、現在策定中でありまして次期県総合計画におきましても、部門別計画は策定しないこととされているところでございます。このため、現在議決対象の計画は、下の表のとおり、議決条例第2条第1号に該当するものとして、1のいわて県民計画、それから議決条例第2条第2号に該当するものとして、県条例の規定に基づいて策定された2の岩手県環境基本計画から13のみちのく岩手観光立県第2期基本計画までの12計画、さらに14の岩手県東日本大震災津波復興計画の計14計画となっているところでありまして、岩手県ふるさと振興総合戦略などのいわゆる法定計画につきましては、条例制定時の考え方を踏襲しまして議決の対象としていないところであります。

最後に、3の（仮称）岩手県教育振興計画についてであります。前回の当委員会において中間案を説明させていただきましたとおり、この（仮称）岩手県教育振興計画の位置づけについては、平成18年の教育基本法の改正によりまして新設された規定に基づいて都道府県に策定が求められている法定計画として策定しようとするものでありますので、他の法定計画と同様に、議決条例による議決対象外の計画として策定手続を進めているものでございます。説明は以上でございます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に対し、何かありませんか。

○郷右近浩委員 何点か質問させていただきたいと思います。

12月10日の委員会でも、今回の県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例を見れば見るほど、附則の2に挙げている14号の岩手県教育振興基本計画については、議決が必要であると思えないのですけれども、今説明ありましたとおり、平成18年の法改正ということでありましたが、シンプルにするために、その時点で、この条例の中から、それぞれ改正となった議決を必要としない計画を抜いていく作業が必要だったのではないですか。今現在、条例の中に項目があると議決が必要なものであらうと思われま。

それぞれの部門別計画やほかの振興計画も、今お示しいただいた考え方で準用してきたと思います。だとすると、どこかで直さなければいけないのではないかと。また、今回どのような対応をするかということが一つ。

それから、米印で書かれているとおり、平成18年からということであれば、今回の議決に関する条例を整理して、必要ないものを削除するような条例を変える検討を進めていかなければいけないと思うのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○鈴木特命参事兼企画課長 ただいま御説明申し上げました制定当時の考え方と現在の考え方の説明につきましては、議決条例を所管しております政策地域部と調整をした上で資料をつくりましたし、御説明もさせていただいたところがございます。附則の2項14号の岩手県教育振興基本計画を削除する必要があるのではないかと御意見だと思いますけれども、附則の2項の規定の書きぶりとして、現に策定されている計画のうち、これを基本計画等とみなすということにされております。14号の教育振興基本計画につきましては計画の期間が定められておりますので、期間が終了した時点で計画自体は一旦終わります。その後継として、同じ部門別計画としてつくるといふことであれば、また議決対象にするかしないかということがその時点でまた検討されることと思っております。今回は、後継としては部門別計画をつくらないということ、この計画自体は終了したという取り扱いという解釈と考えておりますけれども、いずれ条例の所管部局が政策地域部でありますので、本日いただきました御意見につきましては政策地域部にお伝えをして、その取り扱い等につきましては政策地域部とも協議していかねばならないと思っております。

○郷右近浩委員 岩手県教育振興基本計画については、今お話しした部門別計画ということで括弧書きされております。そのほかにも、例えば農業・農村基本計画など、当委員会の所管にかかわらない計画もたくさんあるわけでありまして、次の計画というのは恐らく部門別計画としてこれまで委員会へ説明されてきたと思うのです。ただ、全部整理しなければいけないので、政策地域部できちんと整理していただきたい。私、この第2条や第3条、附則をどう読んでも、これは関係ありませんとなかなか読み取れないので、この条例自体の整理をしっかりとやるべきだと思いますので、検討していただけるよう進めたいと思います。

○鈴木特命参事兼企画課長 今委員からお話しいただきましたとおり、教育委員会だけの問題ではございませんし、いろんな部局に係ることでもありますし、条例所管は政策地域部でありますので、委員の御意見等につきましては政策地域部と検討させていただきたいと考えております。

○斉藤信委員 郷右近委員と意見は同じなのですが、条例が残っていて、条例と違った事態が起きているのであれば、条例を改正して考え方を整理することが先決だと思います。それを改正しないで、行政が勝手に解釈するという事は違うのではないかと。どういう変化かというと、一つは平成18年の教育基本法の改定で法定の計画になった。もう一つは、平成21年に総合計画にかかわる部門別計画はつくらない。その時点で、この計画をどう位置づけるのかというのは、条例の改正が必要だったと思います。そこで議会が判断していかなければいけないのです。議会の判断抜きに行政が勝手に判断してやることは、条例上の矛盾なのです。だから、条例の改正が必要であれば、きちんと条例改正の議論を進めるべきです。

第2点は、法定の計画になったから議会の議決は必要ではないということですが、本当にそれでいいのかという問題です。例えば今回の計画はパブリックコメントをやっているわけです。岩手県教育振興計画中間案に対する意見募集、県民の声を聞いて決める。そのときに県議会の声を聞かなくていいのかということです。パブリックコメントはやるけれども、県議会の声をまともに聞くシステムがなくていいのか。だから、この際での発言で説明されているわけです。これ自身、報告して、審議するというふうになっていない。矮小化されていると思います。県民の意見を聞いて決めるのであれば、きちんと県議会の審議に付すと、議決にするかしないかはもう一つの判断だと思うけれども、やはり県議会の声を聞く、審議をするということは最低限必要な課題で、この際での発言で済むような話ではないと思います。

三つ目の問題は、岩手県教育振興計画中間案の性格です。私は、岩手県教育振興基本計画と精神は全く変わっていないと思います。岩手の教育の基本的な計画そのものだと思います。どういう章立てになっているかというと、第1章、岩手の教育をめぐる状況、岩手の教育の歩み、社会状況の変化、岩手の教育の現状と課題、そして学校教育と社会教育、家庭教育という二つの分野で具体的な施策の方向が示されている。まさに教育全体の基本方向を示す計画になっているわけです。次期総合計画案は、残念ながらそうならない。社会教育と学校教育は分離されているのです。だから、教育分野で全面的に方向を示しているのはこの振興計画なのです。部門別計画でなくなった、法定計画になったと言うけれども、中身とすれば教育の基本計画という大変重要なものではないのか。

条例の第2条第2項にはこう書いています。県民生活に関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的方向を定める計画、指針がこれらに類する。便宜的に部門計画や条例に基づくと言っているけれども、条例の精神はこのとおりです。これは極めて重要な計画として、今の条例上は議決に値するし、そうい

う重要なものとして議会でしっかり議論すべき計画だと思います。

今三つの点を指摘しましたが、いかがですか。

○鈴木特命参事兼企画課長 まず1点目、条例の改正が必要なのではなかったのかという点でございますけれども、先ほど郷右近委員にもお答えしましたが、附則で、条例の施行の際、現に施行されている計画のうち、これらの計画については基本計画とみなすということでありますので、今あるものについて列挙をしているという解釈で、終了した時点で消すという改正が必要かどうかというところについては、法的なテクニックもあろうと思いますし、教育委員会が所管している条例ではないということもあり、お答えしづらいのですけれども、そういったような考え方から、この附則を改正するという考え方が行われてこなかったのではないかと考えているところでございます。

それから、この際での発言で報告するような中身ではないということですが、年度末に向けまして他部局でもいろいろな計画を策定しているところです。教育委員会といたしましては、法定計画等の取り扱いについて、議会にどう御説明するのかを他部局と同じような取り扱いをするということで、この際での発言で説明をさせていただくことにしたところでございます。

それから、実質的な内容が基本的な計画に当たるのではないかというお尋ねでございます。法律で求められている法律の規定におきましても、規定については国の計画を参酌して、その地域の実情に応じ当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないということで、国のほうからも求めがされていて、つくるということでございます。第2条第2号、基本的な方向を定める計画に当たるのではないかということでございますけれども、第2号の具体的なものとして、附則の第2項がそれに当たるものと定められております。附則の第2項の定め方として、部門別計画と条例に基づく計画が該当するという列挙でございましたので、そのどちらにも当たらない計画については、条例制定の当初の運用の仕方から同じような考えで、その対象外になるものという解釈で行ったものでございます。

○斉藤信委員 少し支離滅裂なのです、率直に言って。条例制定時と状況が変わったら改正すべきです。部門計画がなくなったときに、その計画そのものがなくなったらいいのか。名前を変えて同じ計画が出ているのです。県条例に基づく計画は議決されるけれども、法定の計画は議決されないという解釈がまともなのかどうかということで、私は議会が最終的に判断すべきだと思うのです。それを放置し、勝手に解釈してきた。ただ、条例にはこのとおり残っているわけです。実態に合わない条例になっているとすれば条例改正をきちんとやって、今の状況にふさわしい考え方を整理すべきだと思います。行政が勝手に判断すべき話ではありません。これが第1点です。

第2点は、今、特命参事兼企画課長は教育基本法の改正の趣旨を述べました。教育の基本計画だとはっきり書いているのではないですか。法律上これは教育基本計画です。部門別計画ではなくなったけれども、同じ中身の計画がつけられているわけです。そのときに、

部門別計画でなくなったから議決する案件ではなくなりましたという話にはならないでしょう。あくまでも条例の趣旨は、附則ではなくて本文の第2条にあるのです。この解釈をどうするかについては、部門別計画がなくなった段階で整理しなくてはならない。勝手に削除するだけの話ではないのです。法定で基本的計画だと位置づけられて岩手県がつくった中身で、重要な中身だからパブリックコメントもやっているわけでしょう。実態的には教育の基本的な計画に値するものになっているのではないかと言ったわけです。

教育長にお聞きします。この条例の制定の時期とさまざまな状況が変化したというなら、その段階で整理が必要です。それは、最終的には条例改正です。議会が最終的には判断していくということが必要なのではないのでしょうか。

二つ目に、法定の計画になったけれども、しかしはっきり示されているのは、岩手県における教育の基本計画。そういう精神でつくられているわけでしょう。だとすれば、部門別計画ではなくなったけれども、教育振興の基本計画としてそれにふさわしい審議と議決に値する計画ではないかと思います。勝手に解釈して、しっかりした議論を回避することは正しくないし、それがどのようにあらわれているかという、12月10日の常任委員会で、この際での発言で報告するという形に矮小化されてしまっている。そういうゆがみがこの点では残念ながら出ているのではないか。しっかり議論すべき大事な計画ではないのですか。

○高橋教育長 条例改正すべきということでございますけれども、12月定例会の常任委員会におきまして、斉藤委員から御意見をいただきました。基本的には本日御説明申し上げている内容ということでございますが、12月定例会での議論を踏まえて、しっかりした考え方を、資料を作成した上で委員の皆様方に御理解いただきたいということで御説明させていただいたところでございます。

議員提案条例が策定された時点では、県の計画がさまざまありましたので、どれを対象にするか深い議論がなされたと承知いたしております。今般の（仮称）岩手県教育振興計画を策定するに当たりまして、条例の対象になるのかについて、政策地域部とさまざま相談をさせていただいて、先ほど御説明いたしましたように部門別計画ではないため、議決対象にはならないという話を踏まえました。一方で、重要な計画でありますので、委員会にしっかりと説明した上で、そしてまた県民からの御意見をお伺いするというプロセスにさせていただいているところでございます。

それから、本来議決が必要ではないかという御質問でございますけれども、これは法改正により、法定計画という位置づけがなされたものでございます。最初の質問と重なる部分がございますけれども、その場合は議決は要しないのではないかということ、県としての判断でお答えをさせていただいておりますので、その点御理解をいただきたいと思えます。ただ、12月定例会、本日のやりとりの中でも、委員のお考えと平行線の部分があるのではないかと感じておきまして、本日いただいた御意見等については担当部局にもしっかりと伝えて、今後の対応を検討していくことが必要なのではないかと承知したところでござ

ざいます。

○**斉藤信委員** この議論ではっきりしたのは、条例の不備ということです。きちんと議論して、改正が必要なら改正して、考え方を整理する。これは議員発議の条例ですから、議会自身が責任を持って整理をして判断していく。条例に不備があるのであれば、条例改正をしっかりとやるということがまず先決だと思います。

二つ目に、この教育振興計画というのは、法律の精神からいっても岩手県の教育の基本的計画です。だとすれば、私は第2条第2項に当たると思います。その際に、法定の計画をどう位置づけるかというのはほかの分野にもかかわるので、大いに議論が必要です。議論が必要な形であるにもかかわらず、行政の事務的な判断で議決の必要ありませんということでは済まない問題ではないのかと。

教育振興計画は商工文教委員会の所管ですけれども、その他の計画にもかかわる問題、議会としてこの問題を整理すべき課題でもあると思うので、引き続きさまざまなレベルで協議し、解決をしていく必要があるのではないかと思います。説明のとおりとはならないと思います。

○**小西和子委員** ただいま郷右近委員、それから斉藤委員がおっしゃったとおりだと思います。この計画は県民計画である次期総合計画との整合性を図りながら、今後の教育行政を推進していく上で学校を初めとした教育関係者等の指針とするものである大変重要なもので、残念ながら教育基本法というのは平成18年に、私たちが思っているほうではないほうに向かってしまいましたけれども、教育基本法は教育の憲法と言われているものであります。そのくらい重みがあるわけです。それに基づいて改正するというのであれば、やはり議決が必要だと考えます。

次期総合計画との整合性というのであれば、次期総合計画の評価指標となるのは幸福度であります。子供にとっての幸福とは何でしょう。子どもの権利条約にもあるように、意見表明権というものもあるわけです。子供側の視点での評価項目というのがほとんどないと指摘されておりますけれども、そういうところも見ていかなければなりません。

それから、教育委員会では昨年6月に、岩手県教職員働き方改革プラン～持続可能な教育環境の実現に向けて～を発表しました。2018年度からの3カ年計画で、目標を業務に対する充実感、健康に対する安心感の向上として、月100時間以上の時間外勤務従事者を3年間でゼロに、80時間以上については半数以下にすることを数値目標として掲げています。この中身を見て、どこにそれがあらわれているのでしょうか。本気になって取り組まなければ、絵に描いた餅に終わってしまいます。これが指針ですからやりなさいと言っても、まったく減りません。精神疾患が全国的にもかなりふえているという報道がありますが、ますます過労死がふえます。教職員になりたいと希望する方々が減ります。やはりこの(仮称)岩手県教育振興計画につきましても、十分に議論をして、いいものにつくり上げるもの、つくるべきだと私は考えます。教育長から所感を聞いて終わります。

○**高橋教育長** 今般策定しようとしております(仮称)岩手県教育振興計画につきましても、教育関係者、岩手の子供たち、より多くの県民の皆さんにかかわりの深い重要な計画

であると認識しております。この（仮称）岩手県教育振興計画は次期総合計画に基づくアクションプラン、それを補完するものとして、より具体的な形で県民の皆さんにお示しするというものでありますので、この重要性については、委員御指摘のとおりと思っております。

ただ一方で、議決案件になるのかということにつきましては、先ほどお答え申し上げたとおりでございます。条例の解釈等については、常任委員会で議論がなされたと、教育委員会からも担当部局にしっかりと伝えたいと思っております。

働き方改革については、まさに看過できない状況であり、教職員の労働過重という観点ももちろんでありますし、その先にある教育の充実にとって、喫緊に取り組まなければならない課題であるということで、昨年6月に働き方改革プラン、それから部活動のあり方に対する方針、これは密接に関係しているものですので、これを全国でも先駆けて岩手としてその方向性を定めたところでございます。これを実現するに当たって、まさに今鋭意取り組んでいるところでございますけれども、計画をつくれればよいということではなくて、そこに魂がしっかり入っていかないと実現が難しいということで、さまざまな事務事業の見直し等を含めまして、現在取り組んでいるところでございます。

加えて、議会でも議決をいただいておりますけれども、教職員定数の充実、これに対する意見書を出していただいておりますけれども、まさに喫緊の課題だと思っております。今後、実現に向けて、そしてまた働き方改革がより進むように、できる限りの努力をしていきたいと思っております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 先ほど郷右近委員、斉藤委員、小西委員からお話がありました議決に関する条例については、当委員会の範疇を超えるものでありますので、改めて当職から議長に対して申し入れをしたいと思っておりますので、御了承願いたいと思っております。

ほかになければ、これをもって教育委員会からの報告を終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。大変御苦勞さまでした。